

議会の動き

平成25年第1回栗山町議会臨時会および、第2回栗山町議会定例会において次の議案が審議されました。

議案

- 平成25年第1回臨時会
- ▼平成24年度栗山町一般会計補正予算(第8号)
歳入歳出予算に5522万9千円を追加し、総額を75億195万円とするもので、主な内容は、除雪対策費などに係る補正です。
- ▼平成24年度栗山町介護保険特別会計補正予算(第4号)
歳入歳出予算に119万5千円を追加し、総額を13億1350万円とするもので、介護予防住宅改修費の給付見込額の増加などに伴う補正です。
- 平成25年第2回定例会
- ▼平成24年度栗山町一般会計補正予算(第9号)
歳入歳出予算に1億6678万1千円を追加し、総額を76億6873万1千円とするもので、主な内容は、農業体質強化基盤整備促進事業などに係る補正です。
- ▼平成24年度栗山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
歳入歳出予算に7157万6千円を追加し、総額を19億139万7千円とするもので、主な内容は、保険給付費支払準備基金積立金などに係る補正です。
- ▼平成24年度北海道介護福祉学校特別会計補正予算(第4号)
歳入歳出予算から150万9千円を減額し、総額を1億3807万1千円とするもので、旧別館解体等工事などの減額に伴う補正です。
- ▼平成24年度栗山町介護保険特別会計補正予算(第5号)
歳入歳出予算から1409万7千円を減額し、総額を12億9940万3千円とするもので、保険給付費などの実績に伴う補正です。
- ▼平成24年度栗山町水道事業会計補正予算(第2号)
収益的収入に1300万を追加し、総額を4億639万8千円、資本的収入から4770万1千円を減額し、総額を1284万8千円、資本的支出から1300万円を減額し、総額を2億4979万円とするものです。
- ▼平成24年度栗山町下水道事業会計補正予算(第3号)
収益的収入に3503万4千円を追加し、総額を5億644万4千円、収益的支出から610万円を減額し、総額を7億464万7千円、資本的収入から7368万2千円を減額し、総額を2億9415万2千円、資本的支出から130万円を減額し、総額を5億7498万4千円とするものです。
- ▼栗山町第5次総合計画の一部変更について
平成25年度予算に係る主要事業追加17件、事業期間の変更14件、名称変更1件、名称および事業期間の変更1件です。
- ▼平成25年度栗山町一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、北海道介護福祉学校特別会計予算、介護保険特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、水道事業会計予算、下水道事業会計予算
以上については、平成25年度各会計予算審査特別委員会で審議され、本会議で可決されました。
- ▼栗山町債権管理に関する条例
町が保有する債権管理に関する事務処理について必要な事項を定め、債権管理の適正化を図るものです。
- ▼栗山町新型インフルエンザ等対策本部条例
新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布され、本町の新型インフルエンザ等対策本部に關し、必要な事項を定めるものです。
- ▼栗山町指定地域密着型サービス
栗山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの効果的な支援の方法等に関する条例
- ▼栗山町道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例
栗山町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例
- ▼栗山町準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例
栗山町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例
- ▼栗山町公営住宅等の整備の基準に関する条例
栗山町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例



- 正する条例
- ▼栗山町公園条例の一部を改正する条例
- ▼栗山町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- ▼栗山町下水道条例の一部を改正する条例
以上の条例については、地域主権一括法施行に伴い、条例委任された各種基準を定めるものです。
- ▼職員の給与に関する条例及び栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部を改正する条例
職員給与の削減項目のうち、住居手当、管理職手当、通勤手当の削減期間を1年間延長し、期末手当に係る役職加算の凍結も、3年間延長するものです。
- ▼栗山町地域生活支援事業条例の一部を改正する条例
障害者自立支援法の題名が変更されるに伴い、本条例で引用している法律の題名を改正するものです。
- ▼栗山町高齢者介護福祉金支給条例の一部を改正する条例
高齢者介護福祉金の支給について、福祉の公平性などの観点から、支給要件の見直しのため、本条例を改正するものです。
- ▼栗山町道路占用料徴収条例
の一部を改正する条例
太陽光発電設備などを占用許可対象物件として加えるとともに、占用料の改正に伴い本条例を改正するものです。
- ▼栗山町立保育所設置条例を廃止する条例
町立継立保育所の民営化に伴い条例を廃止するものです。本条例案は、産業福祉常任委員会へ付託されました。
- ▼栗山町子育て支援基金条例を廃止する条例
国の「住民生活に光を注ぐ交付金」を基金化したもので、平成24年度中に全額を取り崩す必要があり、利息を含む基金全額を事業に充当することから本条例を廃止するものです。
- ▼栗山町難病患者等ホームヘルパー派遣事業条例を廃止する条例
障害者自立支援法における障害者の範囲が拡大され、難病患者などが加えられ、居宅介護サービスが利用可能となることから、本条例を廃止するものです。
- ▼公平委員会委員の選任について
任期満了に伴い坂口由紀子氏(北学田)が新任されました。
- ▼栗山町自治基本条例(自治基本条例等審査特別委員会審査報告)
平成24年12月定例会で提案された本条例案は、産業福祉常任委員会でも審査され、本会議で可決されました。
- ▼栗山町景観条例(産業福祉常任委員会審査報告)
平成24年12月定例会で提案された本条例案は、産業福祉常任委員会でも審査され、本会議で可決されました。
- ▼栗山町立学校設置条例の一部を改正する条例(学校統合調査特別委員会審査報告)
平成24年12月定例会で提案された本条例案は、学校統合調査特別委員会でも審査され、本会議で可決されました。
- ▼栗山町議会委員会条例の一部を改正する条例
議会広報のより一層の充実と、既存の広報活動のさらなる強化を図るため、広報広聴常任委員会を新たに設置します。
- ▼平成24年度栗山町一般会計補正予算(第10号)
歳入歳出予算に1億9820万円を追加し、総額を78億693万1千円とするもので、公営住宅建設事業に係る補正です。
- ▼平成25年度栗山町一般会計補正予算(第1号)
歳入歳出予算から2億20万円を減額し、総額を74億4080万円とするもので、主な内容は、公営住宅建設事業の減額に係る補正です。
- ▼平成25年度栗山町土地開発公社予算の報告について
平成25年度一般財団法人栗山町農業振興公社事業計画の報告について

報告

意見書

- ▼平成25年度地方財政対策に関する意見書
- ▼環太平洋経済連携協定(TPP)への交渉参加に関する意見書
- ▼「治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)」の制定を求める意見書
本件は可決され、関係省庁へ提出されます。

知っておきたいまちの予算

栗山町の予算と財政状況

vol.12

【問い合わせ】
町経営企画課
行政経営グループ
☎ 73-7503

平成25年度予算の概要

栗山の安定と充実を図るため

総額 131 億円を投資

平成25年第2回栗山町議会定例会で平成25年度予算が可決されました。

町はこの予算の基づき、まちづくりに関するさまざまな事業に取り組んでいきます。

予算の詳しい内容については、「知っておきたいまちの予算（平成25年度予算説明書）」をご覧ください。

◆昨年比3億9500万円増
平成25年度の町全体の予算総額は、130億9972万円、昨年度と比較し4億9900万円の増となりました。このうち、町の一番大きな会計で、福祉、教育、産業など幅広い事業を行う一般会計は、76億4100万円で、昨年度と比較し、3億9500万円の増となりました。

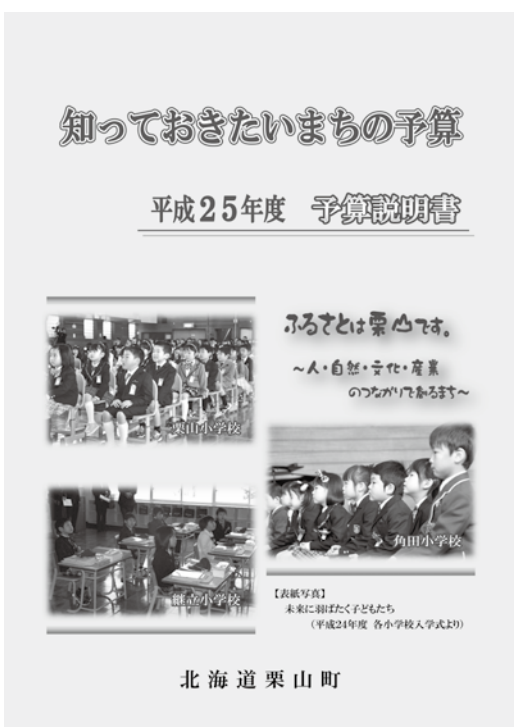
- ◆予算のポイント
- 今年度の予算は、大きく4つのポイントを重視した予算配分となっています。
- ①第5次総合計画の目標実現に向け、取り組みを強化・加速させていくとともに、計画に基づく主要施策を着実に推進していくため、重点的に予算を配分
- ②事業内容や効果的な手法など、政策の質をさらに向上させるため、政策評価の結果を確実に予算へ反映
- ③行財政運営の一層の効率化を図るため、行財政改革の指針である「がんばる栗山プラン21」に基づく改革プランを着実に予算へ反映
- ④平成24年度の予算執行状況、今後の見込みなどを基に、適正かつ効率的に予算を配分

財政情報の発信をさらに充実させるため。

分かりやすい的確な財政情報を発信するため。

『知っておきたいまちの予算』

を発行します



今年度からの新たな取り組みとして、「平成25年度予算説明書」を町内全家庭へ配付いたします。ぜひご覧いただき、皆さんの税金がどのようなに使われ、町の財政を運営しているのかご確認ください。

また、冊子の中には予算説明書に対する意見募集用紙を折り込みしています。次年度に向けての参考とさせていただきますので、ご感想やご意見、ご質問などをお待ちしています。

【主な掲載内容】

1. 予算の仕組み
予算や決算などの財政に関する基礎知識、平成25年度予算の編成に伴うポイントをまとめています。
 2. まちの全体予算
一般会計のほか特別会計、企業会計を合計した、まちの予算総額をまとめています。
 3. 一般会計予算
一般会計における歳入予算および歳出予算の構成と概要についての詳細をまとめています。
 4. 特別会計・企業会計予算
特別会計、企業会計における歳入・歳出予算の構成と概要についての詳細をまとめています。
 5. 第5次総合計画に基づく今年度の主要事業
第5次総合計画に基づく分野別予算の概要のほか、平成25年度に実施する主な事業を紹介しています。
- （資料）まちの財政状況
歳入・歳出決算の推移、家計簿で見るまちの決算、預金と借金の状況、指標から見るまちの財政状況など、さまざまな視点から、まちの現状をまとめています。

各会計予算の概要

区 分		平成 25 年度	平成 24 年度	増減額	対前年比
一 般 会 計		76 億 4,100 万円	72 億 4,600 万円	3 億 9,500 万円	5.5%
特別 会計	国民健康保険特別会計	18 億 4,426 万円	18 億 591 万円	3,835 万円	2.1%
	北海道介護福祉学校特別会計	1 億 4,043 万円	1 億 3,787 万円	256 万円	1.9%
	介護保険特別会計	13 億 1,632 万円	13 億 450 万円	1,182 万円	0.9%
	後期高齢者医療特別会計	1 億 7,754 万円	1 億 8,428 万円	▲ 674 万円	▲ 3.7%
企業 会計	水道事業会計	8 億 464 万円	6 億 3,513 万円	1 億 6,951 万円	26.7%
	下水道事業会計	11 億 7,553 万円	12 億 8,703 万円	▲ 1 億 1,150 万円	▲ 8.7%
合 計		130 億 9,972 万円	126 億 72 万円	4 億 9,900 万円	4.0%

【第2期財政モニターの業務】

◆任 期：6月上旬～平成26年3月末まで

◆業務内容：
定期財政情報「知っておきたいまちの予算」および「予算説明書」など、財政情報の発信に対してのご意見をいただきます。

◆応募資格

○一般モニター：町内居住の満18歳以上の方
(議会議員および公務員の方は除きます)

○学生モニター：町内居住の中学生および高校生

◆募集人員：一般モニター5人、学生モニター6人

◆募集期間：4月26日(金)まで

◆謝 礼：3,000円相当のくりやまギフトカード
(学生モニターは図書券)

◆応募方法：

所定の申込書に必要事項を記入し、下記の申込先まで郵送またはFAX、電子メールにて提出ください。

(申込書は町ホームページでダウンロードできます)

◆決定方法：選考により決定後、本人へ通知します。

◆その他：申込書は返却いたしません。

第2期 財政モニター を募集します

もっと分かりやすく・・・
こういう情報が不足している・・・
どういうしくみなのか・・・

皆さんの率直なご意見をお聞かせください

◆問い合わせ・申込先

町経営企画課行政経営グループ

TEL：73-7503 FAX：72-3179

E-mail：gyouseikeiei-g@town.kuriyama.hokkaido.jp

税金を納めないと どうなるの？

【問い合わせ】
町税金対策室
☎ 73-7506



3月号で「滞納処分の強化」をお知らせしたところ、お問い合わせが多くありましたので、今月号では「滞納処分の流れ」を詳しく説明したいと思います。

■税金は支払いやすくするため納期を分けています

税金を一度で納付するのは大変ですので、固定資産税は5月から奇数月4回で、町民税は6月から偶数月4回で、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料は7月から毎月8回に分けてお支払いいただいています。それぞれの支払期間を納期と呼び、その支払い期限を納期限と呼んでいます。

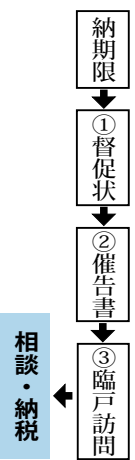
■督促状が滞納処分のスタートです

税金を納期限までに納めないと、納期限から10日前後で、①督促状（兼予告書）というハガキが届きます。納期限から20日を超えると、予告書ではなく督促状となります。この督促状が全てのスタートであり、法律上、滞納処分の必要条件となります。

単なる納め忘れなど、多くの方がこの時点で納付されます。ちなみに、督促状となった時点で督促手数料100円が税金に加算されます。



■催告書の送付と戸別訪問
①督促状の発送によっても納めていただけない方には、②文書による催告や、③臨戸と呼ばれる戸別訪問を実施します。



町では②の催告書を例年7月、10月、1月、3月に発送しています。それぞれの件数は平成24年度実績で7月（353件）、10月（330件）、1月（239件）、3月（150件）で、昨年に比べ9%程度減っています。この時点で、対象者から連絡や相談があり、遅れつつも納付につながる方が多い状況です。

催告書の発送によっても反応のない方へは、③臨戸訪問を実施します。



随時行うことも多いのですが、催告書と連動し例年10月、2月と4月に行います。実績では10月（109件）、2月（74件）と、こちらも昨年に比べ4割ほど減っています。対象者と直接話すことで納付への相談につながることを期待して実施しています。

もちろん不在の場合もあり、その場合は一定期限までに連絡をするように

などに対し全く無反応な方や、約束の納付を全く実行しない方もいます。「税負担の公平性」とは、単純に「納めた、納めない」で判断はできません。私たち徴税吏員は、未納税を解消するため、コツコツと毎月数千円を支払う方を知っています。一方、催告や呼び出しに応じず、資産を持ちながら税負担を拒む者を知っています。預金を差し押さえられても、まるで口座振替されたかのように無反応の者も知っています。



「納めた、納めない」ではなく「住民負担をとともに支える意思のあるなし」なのです。行政サービスは、平等な税負担で支え合うものです。後者に対しては、私たち徴税吏員は国税徴収法に基づき、徹底した強制徴収をこれからも行います。特別な手法ではなく、「法律に従ってやるべき仕事をきちんとする」という滞納整理を粛々と進めるだけです。

■日曜・税・相談窓口を開設します
町では4月から第4日曜日の午前中を「納税相談窓口」として、未納税の相談を開始します。滞納処分を回避するために、自主的な相談を受け付けします。なお事前にご連絡いただくこと

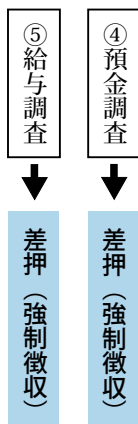
手紙を置いておきます。連絡のある方が多いのですが、全く反応のない方もいて困っています。

■国税徴収法による強制徴収
全く反応のない方や、約束した納付をされない方々には、「国税徴収法」に基づく強制徴収を行います。

「国税徴収法」は、とても怖い法律で、先月号でもお知らせしましたが「自立執行権」というものがあり、裁判所の判断なしに徴税吏員（徴収専門の職員）が直接、調査・搜索・差押が可能で

○綿密な調査を行います

滞納処分の基本は調査です。まず、④金融機関へ預金の残高、資金の流れを一斉に調査し、差押えします。また、預金がない場合などは、⑤職場の給与担当者へ給与額、過去3カ月の支払い状況を調査し、差押可能な部分について差押を行います。



なお、④と⑤を並行して進めることもあり、⑤は直接職場へ訪問する



で、他の方との重複を避けたいと思います。まずはご連絡をください。

○まずはお電話を！
町税金対策室 ☎ 7506

★コンビニ納付が増えていきます

昨年からは始まったコンビニエンスストアでの納税は、24時間、全国どここのコンビニでも納められるので好評です。平成24年度の実績ではおよそ5000件利用され、金額にして7千万円超が納められています。

★日曜・税・相談窓口は廃止します

コンビニ納付が堅調で、役場の日曜出納窓口の利用件数が減ったことから、日曜出納窓口は4月より廃止します。住民票などの日曜窓口は引き続き行われますが、税などの支払いはできなくなり、コンビニ納付をご利用ください。

★口座振替を利用しましょう

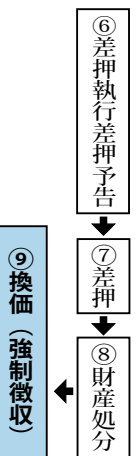
税金の納付方法を調べてみると、栗山町の場合は、その50%以上が口座振替で行われています。口座振替の良いところは、窓口に向くことなく納税でき、納め忘れがないことです。納期ごとに確実に収納されるため安定的な収納方法として町でも推進しています。ぜひご利用ください。平成25年度の課税も5月から始まります。4月までに手続をお願いします。

こともあります。町では昨年度242件の預金調査をし、23件の給与調査を実施しています。そのうち預金の差押は38件、給与の差押は3件、売掛金や還付金などを含め総計81件の差押を実施しています。差押は現在も進行しています。4月中には総計100件を超える見込みです。

○現金がなければ、動産・不動産へ

ここまで来て、納税の相談につながらない方は極めて少数です。

差押える預金などもなく、給与・年金なども少額で差押が出来ない場合は、⑦動産（クルマなど）や不動産（土地・建物）の差押を行って、⑧それらを売却することで強制的に徴収します



○ある朝、突然、クルマを差押えます

差押の前には、⑥最後通告として予告を行うことがあります。自主納付の最後の機会を与えるためです。ただし、動産の場合には、それらを隠す可能性があるので、予告は行





まちづくり審議会・委員会【委員の公募】

町では、町民参加の機会を広げるため、各種審議会・委員会などの公募を推進しています。

共通事項

- 応募資格 3機関以上の町の審議会・委員会などの委員になっている方は応募できません。
- 応募方法 ・専用の申込書に必要事項を記入し、下記申込先まで提出してください。
・申込書は下記申込先でお渡ししますが、町ホームページからもダウンロードできます。
- 決定方法 申込書による書類選考および面談 ＊申込書は返却しません。

社会教育委員

青少年育成や自然体験教育、高齢者の生涯学習など、町の社会教育事業に関する計画づくり、研究調査などを担う委員です。

- 協議内容 社会教育事業に関する諸計画の立案、諮問に応じた意見・提案、研究調査活動
- 公募人数 1人（総委員数15人）
- 応募資格 町内に在住、在勤、または在学されている満18歳以上の方
- 任期 第1回会議の日（4月下旬）～平成27年3月31日（約2年間）
- 会議等 ・年4回程度（平日の夜間開催を予定）、会議1回出席につき謝礼4,000円
・この会議は原則公開となります。
- 申込期間 4月1日（月）～4月12日（金）必着
- 申込先・問い合わせ 町教育委員会社会教育グループ ☎72-1117 FAX72-6522
Eメール syakaikyoku-g@town.kuriyama.hokkaido.jp



スポーツ推進委員

歩けあるけ運動、ウォークラリー、スポーツフェスティバルなど、町の社会体育事業の企画・運営を担う委員です。

- 協議内容 社会体育事業の企画・運営に関すること
【主な予定事業】 歩けあるけ運動（5月）、ウォークラリー（6月）、スイミングフェスティバル（7月）
ファミリースポーツフェスティバル（9月）、レクリエーションのつどい（10月）
- 公募人数 1人（総委員数12人）
- 応募資格 町内に在住、在勤、または在学されている満18歳以上の方
- 任期 第1回会議の日（4月下旬）～平成27年3月31日（約2年間）
- 会議等 ・年10回程度の会議（平日夜間）とスポーツ事業への参画（休日日中）、1回出席につき4,000円の謝礼
・この会議は原則公開となります。
- 申込期間 4月1日（月）～4月12日（金）必着
- 申込先・問い合わせ 町教育委員会社会教育グループ ☎72-1117 FAX72-6522
Eメール syakaikyoku-g@town.kuriyama.hokkaido.jp



学校給食センター運営委員会委員

学校長、栄養教諭、学校医などで構成し、学校給食の調理運搬や栄養の改善、健康増進について審議する委員です。

- 協議内容 調理運搬や栄養改善、健康増進など学校給食に関すること、給食センターの運営に関することなど
- 公募人数 3人（総委員数14人）
- 応募資格 町内に在住されている満18歳以上の方で、任期中に小中学校在学中の児童生徒がいる方
- 任期 平成25年5月1日～平成27年3月31日（約2年間）
- 会議等 ・年4回程度（平日の夜間開催を予定）、無報酬 ・この会議は原則公開となります。
- 申込期間 4月1日（月）～4月25日（木）必着
- 申込先・問い合わせ 町教育委員会学校給食センター ☎72-0189 FAX72-6200
Eメール gakkoukyoku-g@town.kuriyama.hokkaido.jp



景観審議会委員

本町の魅力ある景観づくりに向けた計画の策定など、景観条例に定められた事項について調査し、審議する委員です。

- 協議内容 景観計画の審議など景観条例に定められた事項、その他景観づくりに関すること
- 公募人数 2人（総委員数10人）
- 応募資格 町内に在住、在勤、または在学されている満18歳以上の方
- 任期 平成25年6月1日～平成27年5月31日（2年間）
- 会議等 ・年2回程度（平日の夜間開催を予定、2時間程度）、会議1回出席につき4,000円の謝礼
・この会議は原則公開となりますが、協議内容に個人情報が含まれる場合は非公開となります。
- 申込期間 4月15日（月）～5月10日（金）必着
- 申込先・問い合わせ 町建設水道課技術グループ ☎73-7513 FAX72-6355
Eメール gjutsu-g@town.kuriyama.hokkaido.jp



町民・議会・行政 みんなで進めるまちづくりのルール

栗山町自治基本条例 4月1日よりスタートします。

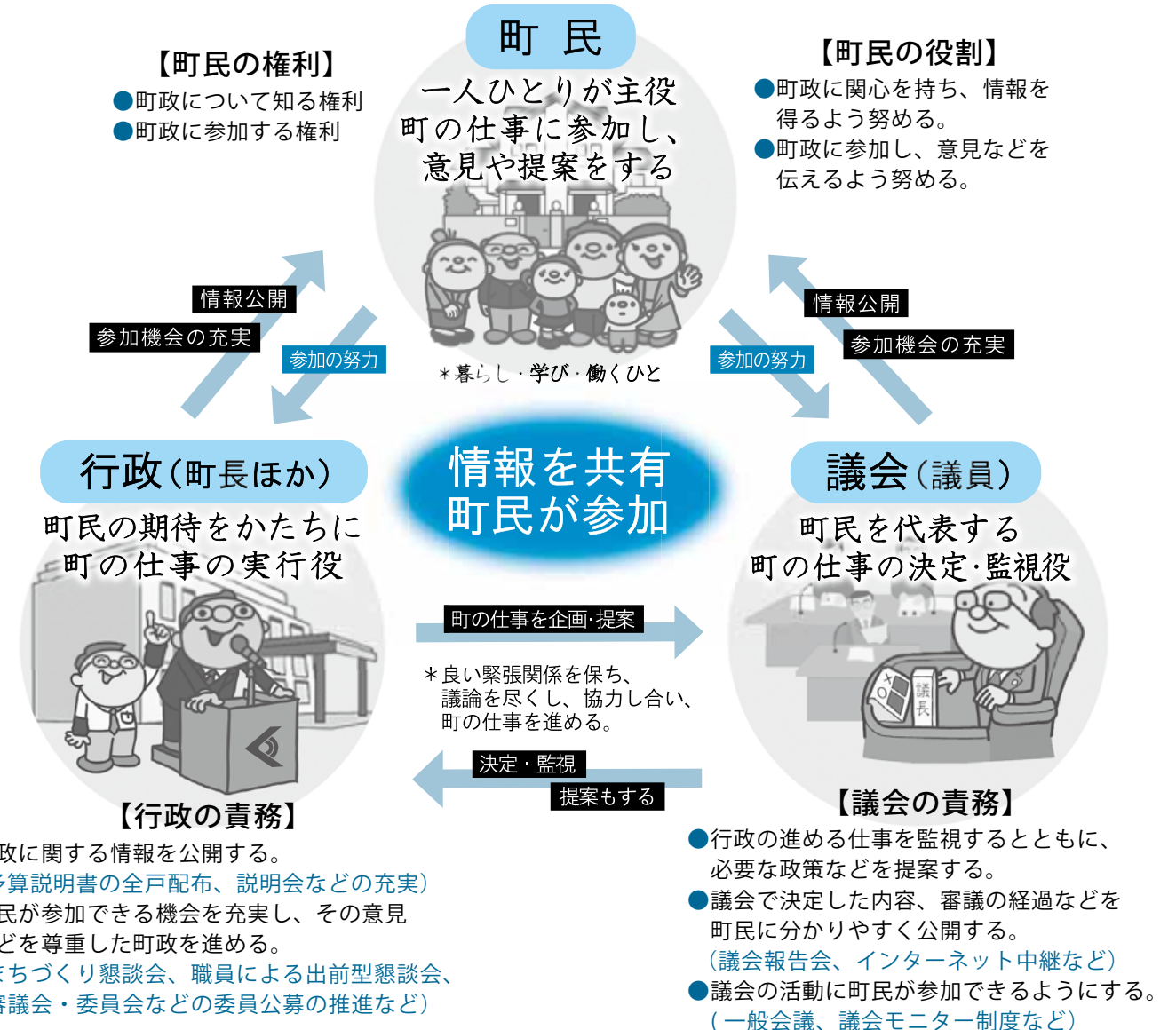
～ 3月議会定例会にて、全員賛成で可決～

昨年12月に提案された栗山町自治基本条例が、3月19日の町議会定例会で、全員賛成により可決され、4月1日から施行されることとなりました。

今後、町では、条例の基本原則である町民との「情報共有」と「町民参加」の充実により、「ふるさと栗山です。」と町民誰もが誇りを持てる自律したまちづくりを目指します。



「情報共有」と「町民参加」で、町民が理解し、納得できる町政を推進



※詳しくは、全世帯に別に配布しているパンフレットをご覧ください。
【問い合わせ】町経営企画課地域政策グループ ☎73-7502